

イベント等を行って
新しい誘客や消費を促しませんか？

令和7年度 第2回 商店街イベント事業 補助金

補助額
最大 **30** 万円

募集期間

7月14日(月)～
7月31日(木)17時 必着

審査方法

書面審査

(諸般の都合上、今回は
書面による審査となります)

補助率

補助対象経費の
1/2 以下

事業概要

商店街が行う集客力や販売力強化のための取り組みに係る経費の一部を補助します。

- (1) 本市の区域内で実施する各種イベント事業
- (2) 商店街等に関するプロモーション事業
- (3) 商店街等の集客力や販売力を強化するための調査及び分析事業
- (4) その他、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とするための事業

詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ

福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部 地域産業支援課
☎ : 092-441-3303 ✉ : chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

申請時の注意事項

- ☑ 申請関係書類一式の提出は**期限厳守**でお願いいたします。

申請受付メールアドレス✉chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

- ☑ 今回の審査方法は**書面審査**です。

申請書等の一式書類を審査員が審査し、そのうえで出た質問等を、
当課の担当係員からお電話等にてお問い合わせさせていただきます。それをうけ、
審査員全員による協議後、採択または不採択を決定いたします。

- ☑ 申請書作成にあたっては、市ホームページにある**審査基準**をご確認ください。

その他注意事項

- 応募状況等によって追加募集をする場合もあります。
- 申請関係書類一式とは、申請書・会員名簿・規約、規則等・直近の総会資料です。
- 『抽選会や福引の景品』『単価が5万円以上の物品』の購入経費は補助対象外です。
- 申請時に見積書の添付は不要です。実績報告時は請求書等支出内容がわかる書類と領収書等支払済であることを確認できる書類の提出が必要です。
- 事業内容に変更が生じる場合は補助対象にならない場合もあるので、必ず**変更前**にご連絡ください。
- この補助金は精算払いのみです。実績報告で内容確認後、補助額を確定し振込みます。(概算払いはできません。)
- 商店街イベント事業補助金を活用いただけるのは年度内に1回までです。
- 福岡市のホームページにイベント開催前の告知記事および事業内容の報告記事を掲載させていただきます。(詳細は別途お知らせします。)

申請書様式や審査基準は市ホームページをご確認ください。

福岡市 商店街支援

検索

